

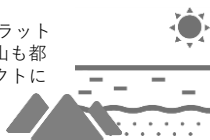
企業移転するなら 茅ヶ崎へ

茅ヶ崎市企業移転・サテライト
オフィス設置支援事業のご案内

茅ヶ崎市の特徴

豊かな自然、 恵まれた環境

約6km四方のフラット
街には、海も里山も都
市機能もコンパクトに
詰まっています。



抜群の 交通アクセス

都心主要部も箱根も1
時間。ビジネスにもレ
ジャーにも最適なロ
ケーション。



充実の 湘南ライフ

職住近接のスローライ
フが楽しめる住環境。
ドレスダウンで歩くの
が気持ちいい街並みで
す。



支援制度

さらに今なら 補助も充実



対象者と
対象事業

茅ヶ崎市外に本社がある従業員数1名以上の
法人・個人が、茅ヶ崎市に本社移転または支
社・サテライトオフィスを設置する場合

立地奨励補助金

移転にあたって支出した取得費や工事費
などの一部を補助します。

上限 **100** 万円
補助率 20~50%

申請期限：令和8年2月27日
実績報告期限：令和8年3月31日



雇用奨励補助金

市民を新たに雇用又は従業員が茅ヶ崎市に
転入した場合、一人あたり5万円を補助します。

上限 **50** 万円
1人あたり 5万円

申請期限：令和8年3月31日



人材確保支援

人材確保支援を希望される場合は、
参加費無料の市主催就職説明会に
優先的に参加できます。

市主催就職説明会に
優先的に参加



立地奨励補助金の概要

1 概要

企業において近郊分散型ワークスタイルへのニーズが高まっていることから、本市への企業移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助を行うことで、多様なワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大を図ります。

2 補助対象者



営利を目的に事業を営む**法人・個人**
(NPOや任意団体を除きます)



本社が茅ヶ崎市外に所在していること。
(市内に既に支店等がある場合も含みます)



市外において**1年以上事業を継続**しており、移転後も1年以上事業を継続する意があること。



代表者・役員以外に**正規従業員を1名以上雇用**していること。

その他

- ・茅ヶ崎市税を完納していること。
- ・許可又は認可を必要とする事業について、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること。
- ・暴力団等、または風俗営業等でないこと。
- ・過去に本補助金を受給していないこと。

3 補助対象事業



茅ヶ崎市に**本社移転、または支社・サテライトオフィスを設置**する事業



単なる店舗や住居ではなく、**事務所として新たに物件を購入・賃貸する場合**に対象になります。

- ・コワーキング等他者と共用する物件は対象になりません。
- ・親族等の所有する物件は対象になりません。

4 補助金額

上限100万円/補助率は条件によって異なります。
※1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。

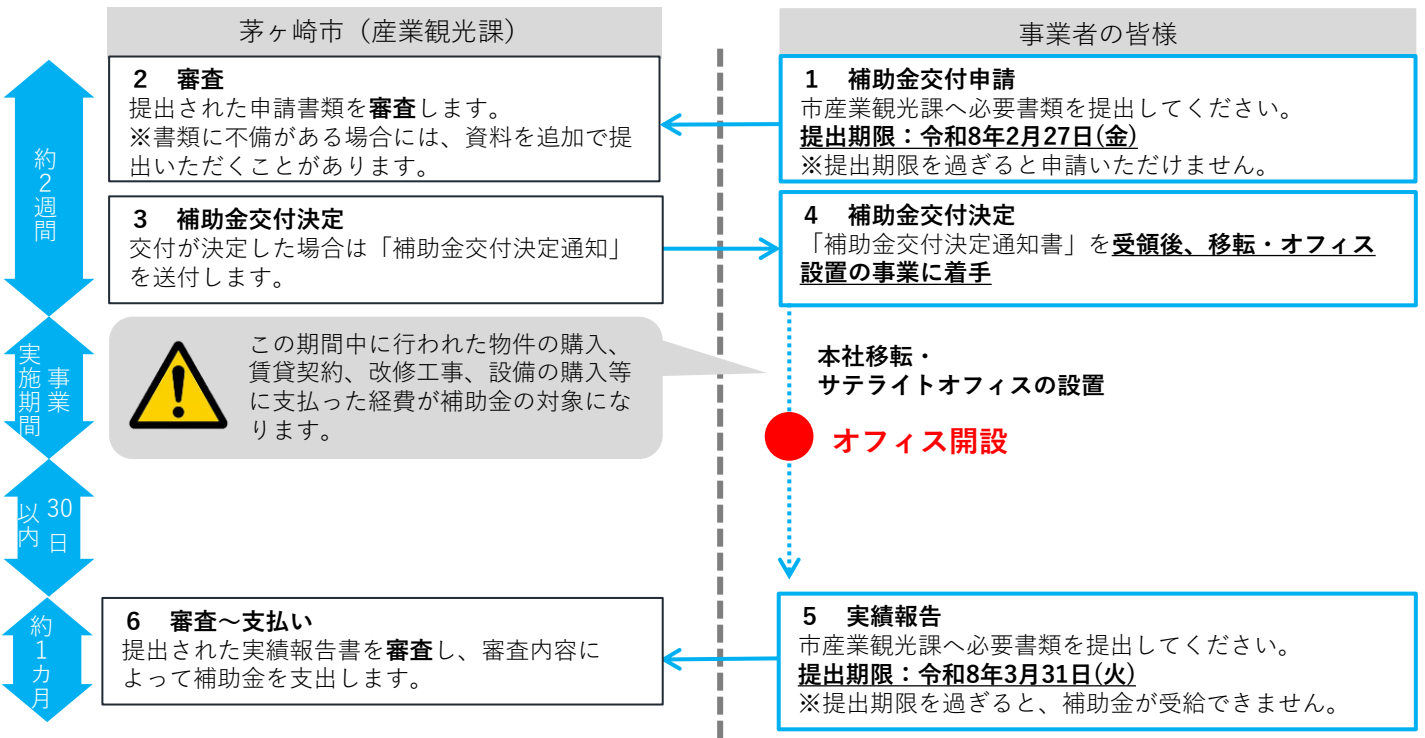
対象事業	所有形態	補助率	上限額
本社移転	購入	50%	100万円
支社・サテライト設置	購入	40%	
本社移転	賃貸	30%	
支社・サテライト設置	賃貸	20%	

5 補助対象経費

対象経費	区分	内容
	取得費及び賃借料	(1) 土地・建物の取得・賃借に要する経費 (2) 備品及び構造物、機器の取得・賃借に要する経費
	工事費及び移転費	(1) 土地・建物の工事・改修に要する経費 (2) 通信環境整備工事に要する経費 (3) 既存事務所からの移転に要する経費
	契約初期費用	仲介手数料、礼金等 (敷金、保証金等返還が見込まれる経費除く)

対象外経費	内容
	(1) 車両・運搬機器の購入費、(2) 公租公課、(3) 原材料及び消耗品の購入に係る経費、(4) 各種保証及び保険料、(5) 販売やレンタルを目的とした製品、商品等の購入費、(6) 振込手数料、(7) 代引手数料、(8) 人件費、(9) 水道光熱費、(10) 通信費

6 手続きの流れ



立地奨励補助金の概要

7 提出書類

申請時に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・立地計画書
- ・支出予算書
- ・取得又は賃借する事務所の詳細がわかる資料
- ・事業内容がわかる資料(パンフレット等)
- ・履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)
- ・定款の写し(法人の場合)
- ・直近の確定申告書の写し(税務署の收受日付印もしくは電子受付番号があるもの)
- ・許認可証等の写し(許認可が必要な事業を営む場合)
- ・その他市長が必要と認める書類

報告時に必要な書類

- ・実績報告書
- ・事業実施報告書
- ・支出実績書
- ・領収書の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し
(補助事業による登記事項の変更が生じた場合)
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・請求書
- ・その他市長が必要と認める書類

雇用奨励補助金の概要

1 概要

企業移転または支社・サテライトオフィスを設置する事業者が行う市民雇用及び従業者の本市転入に対し補助を実施することで、多様なワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大を図ります。

2 補助対象者



立地奨励補助金の申請者
(受給を受ける前でも申請できます)

3 補助金額

5万円／1名
1事業者あたりの上限額**50万円(10名分)**
※複数回の申請が可能です。

4 補助対象事業



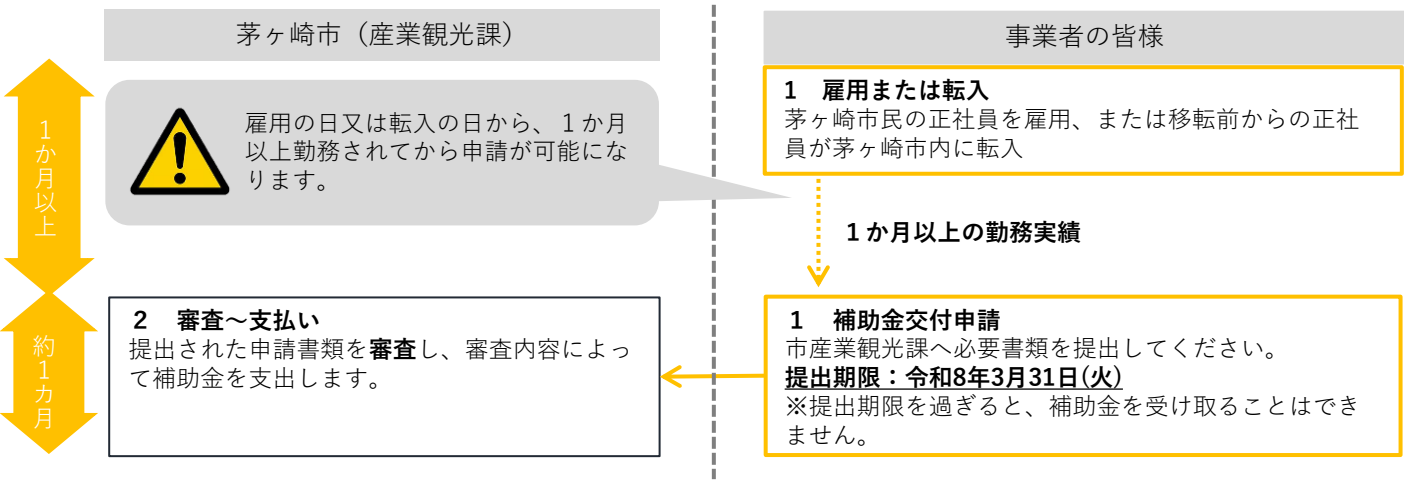
新規雇用者枠：
新たに**茅ヶ崎市民を正社員(※)**として雇用する場合



転入者枠：
代表者・役員・正社員が**茅ヶ崎市に転入**する場合

正社員とは、
労働契約の期間の定めがなく、**所定労働時間が週30時間を超える直接雇用の社員**を指します。契約社員、業務委託、派遣社員等は除きます。

5 手続きの流れ



6 提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・雇用状況説明遺書
- ・対象者との間で結ばれた雇用契約書の写し
- ・対象者が市内在住であることがわかる書面の写し
- ・対象者が1か月以上勤務していることがわかる書面の写し

人材確保支援の概要

1 概要

企業移転または支社・サテライトオフィスを設置する事業者が行う人材確保の取組を支援することで、職住近接を促すとともに、多様なワークスタイルに対応する地盤整備を図ります。

市HP



2 支援対象者



立地奨励補助金の申請者

(受給を受ける前でも支援を受けることができます)

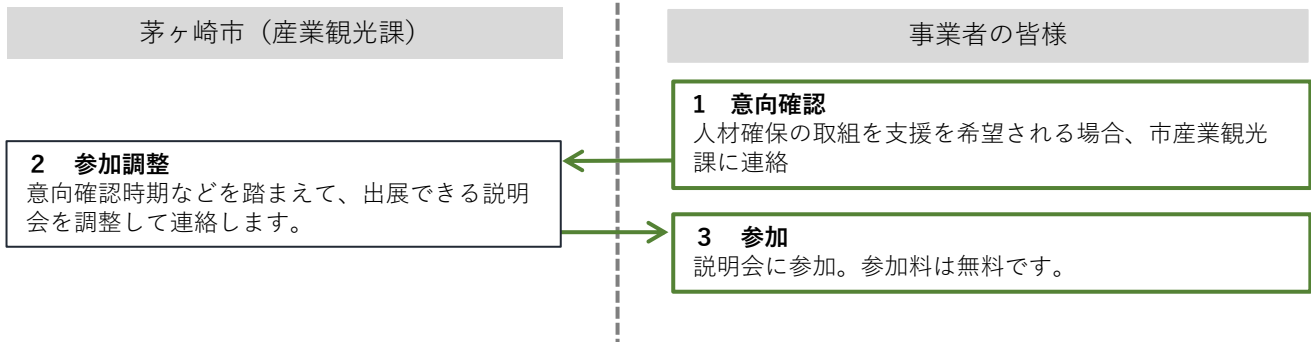
3 支援内容

以下の市主催就職説明会に**優先的に参加**できます。
参加料は無料です。
なお、この支援を受けて茅ヶ崎市民を正社員として雇用する場合も、**雇用奨励補助金の対象**となります。

4 対象となる市主催就職説明会

名称	概要	実施時期
茅ヶ崎市主催 合同就職説明会	・茅ヶ崎市の企業を中心に参加します。 ・会場は茅ヶ崎市勤労市民会館	次回開催は現在調整中 【直近の開催】 ・令和6年7月6日（土） ・令和7年2月3日（月）

5 手続きの流れ



6 その他

○ 社会保険労務士による相談会

労働問題の専門家である社会保険労務士が個室にて個別対応で年金・社会保険制度相談や労働問題全般に応じます。相談料は無料です。

市HP



場所	茅ヶ崎市勤労市民会館 1階 A会議室
実施日時	毎月第2土曜日、第3水曜日、第4土曜日の ①13:00～ ②14:00～ ③15:00～（1日3枠）
予約方法	・電話 ・勤労市民会館1階受付
相談料	無料
問い合わせ	勤労市民会館（電話：0467-88-1331）

お問い合わせ

茅ヶ崎市
経済部産業観光課
産業振興担当



sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp



0467-81-7144

市HP

